会　議　録

会議の名称	令和８年度第２回上尾市学校給食運営委員会
開催日時	令和８年８月２５日（火）　午後１時３０分～午後２時３６分
開催場所	上尾市立中学校給食共同調理場　研修室
議長(委員長・会長)氏名	瀧澤 誠
出席者(委員)氏名	熊坂 由美子、黒木 康文、湯本 貴幸、根本 純江、宮田 純生、石田 賢一、髙山 愛、西尾 奈津江、佐藤 博子、大野 里香、鈴木 綾子、伊藤 裕之、髙橋 直子、江原 佳代子、木ノ内 岳人、神 陽彦、池町 京子
欠席者(委員)氏名	島村 直人、齋藤 昌斗
事務局	学校保健課　田口課長、松居主査、井澤主任 中学校給食共同調理場　荻原所長、小島副主幹、本田主査

会議事項	1　議題	2　会議結果
	【報告事項】 （1）令和７年度小中学校給食運営状況について 【協議事項】 （1）小学校給食における非喫食者について （2）令和９年度小中学校給食実施計画（案）について	 承認 承認 承認

議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数　０　名
会議資料	別添	

議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 11 月 2 日

議長(委員長・会長)の署名　瀧澤 誠

議長に代わる者の署名
(議長が欠けたときのみ)

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項等
	第２回上尾市学校給食運営委員会
事務局（田口課長）	１　開会
瀧澤委員長	２　委員長あいさつ
	３　議事
	【報告事項】 (1)　令和７年度小中学校給食運営状況について
	〔事務局より会議資料に基づき説明〕
	〈質疑・意見〉
宮田委員	中学校の賄材料費の予算が３億9,000万で決算が３億8,100万で、かなりの額が余っていると思うが、例えば次年度予算に回すのは難しいと思うが、給食費の減額というのは無いのか。保護者にしてみれば、ちょっとでも安い方がいいと思っており、予算に対して決算額が余っているなら、これをどうするのかという素朴な疑問である。
事務局	あくまでも余っているのが歳出の材料買うための予算で、仮に歳入が足りなかったとしても、給食が止まることはなく市で独自に予算を確保している。１番の歳入歳出を見ていただくと、決算で２億6,718万3,000円、歳出歳入の差額が約１億2,000万である。差額を市が負担をしているので、歳出の予算の余りが教員や保護者に負担を掛けているということではないことをご理解いただきたい。
宮田委員	毎年これを見て、解りづらいと思うのは、歳入の予算に対して補助金が入っているなら、補助金の額を記載した方が解かりやすくなるのではないか。
事務局	ご指摘の通り、保護者の負担は、去年5,310円であったが、5,950円が本来の給食費であった。生徒分は、5,310円と表記していたことから、あたかも生徒分は5,310円分しか掛かっていないと捉えられることもあったので、改善が必要であると認識している。
瀧澤委員長	市がどのぐらい補助しているのか、ということを表記しておくと解りやすい。 市が補助している金額は、賄材料費と徴収している金額の差額で、あるので、数字で記載があった方が解りやすい。
宮田委員	今、無償化している自治体も多くなってきているが、上尾市もこれだけ補助しているという記載があれば、解りやすい。

事務局	月額4,000円の補助が入っておりますので、安く抑えられている。
瀧澤委員長	小学校は無償になっており、中学校についても半額補助が入っている。そうした補助の内容も示せば解り易いので、是非お願いします。 【協議事項】 (1) 小学校給食における非喫食者について 〔事務局より会議資料に基づき説明〕 〈質疑・意見〉
石田委員	４ページの給付額のところで、区分が大きく三つに別れている。全部が停止の場合には、最大補助額の5,200円。牛乳その他飲料停止というのは基本的に牛乳が基本になると思うが、牛乳を停止というのは牛乳を飲んでない子というイメージで、良いのか。
事務局	書き方を今後見直しも検討するが、牛乳・その他飲料停止というのは、食事のみで、牛乳・その他飲料以外停止は牛乳及びその他飲料のみである。
石田委員	５ページにある、申請・認定方法の中の、学校給食の全部は理解できるが一部の提供の停止というところに関して、本校においても様々なアレルギーを持っている子どもがいて、ナッツ系や魚卵であったり、月に１回か２回出る場合には、聞き取りをしながらアレルギー除去食という形で対応して、その際は自分で代替食を持ってくるか、または、それはいらないという対応をしているが、そういった子どもは該当するかどうか。１回でもアレルギーのものがあったときにはとなると、認定の際に遡りになると煩雑になると思う。何品かの一品ということもあり、一部提供停止は除外してもいいのではないか。一部提供の停止の概念、定義を教えていただきたい。
事務局	一部というのは、牛乳を飲まない、または牛乳以外の食事を取らないの、どちらかになる。アレルギー除去食で、何日かに１回除去する場合は該当しない方向で検討している。
瀧澤委員長	その辺りの表現は検討願います。考え方は前回ご意見いただいた上で、４ページで論点について整理をした提案になっている。考え方の部分と、具体的な申請方法等について、ご意見があればいかがか。 方向性として給付対象について不登校は金銭支給の対象外としたということで、近隣自治体の４市１町も同じような形なのか。
事務局	既に動いているのは、鴻巣市と伊奈町で、鴻巣市は、上尾市と同様で、伊奈町に関しては、宗教は対象外としている。宗教は証明がなく、桶川市、北本市は検討中。宗教の判断は難しいところがあるが、本市においては、対象としている。
石田委員	食物アレルギーを持っているが給食を食べているお子さんについ

	ては、今回の給付対象にはしないと確認が取れたが、宗教上の理由は、豚肉が宗教上禁止されているから、豚肉関係のものは食べない方と、全く給食を取らない方で別れてくると思うが、食べられないものがある日は食べないということではなく、宗教を理由に給食を全く食べない方が対象という理解でよろしいか。
事務局	基本的には月単位で給食を停止している方、食べることができない方を想定している。
瀧澤委員長	グローバル化が進んでいることから、外国籍の子については、宗教上の理由が出てくる可能性はある。
宮田委員	不登校の子については、いつ学校に来ても給食が食べられる環境整備の観点から給付対応しないとあったが、給食は止めないという理解でよいか。
事務局	基本的には止めなかったとしても問題はないが、残菜や予算の関係もあるので、学校で食数の管理などの調整はしていただきたい。
瀧澤委員長	小学校では、今年度も停止届を出して貰っているのか。
事務局	基本的には、昨年までと同様の対応をお願いしているが、保護者から、いつ行っても食べられるようにしたいということで、再開をしているケースがあること把握している。対応が難しいところではある。
石田委員	今回の根本的な考え方としては、給食を食べる子どもたちと一緒に、給食の時間に食事をする子どもたちが対象ということでよいか。ただやむを得ない事情によって食べられないので、弁当等を持参して、他の子と同じ時間に食事をしている子どもたちが対象という理解でよいか。
事務局	その通りである。
石田委員	給食を食べられる子たちは、無料で給食が食べられるが、事情によって給食が食べられず、代替品を持参している子については、補助金を出すということか。学校に来ていない子どもは、学校で食事をしていないため、対象ではないという考え方か。例えば、ある程度の期間学校にしばらく行けないから給食を止める場合は、給食を食べる時間にいないことから、補助金の対象から外すという考え方でいいのか。
事務局	その通りである。
瀧澤委員長	止めるか止めないか、登校するチャンスがありそうなら、給食は用意しておくというさじ加減は、学校に去年までも任されている。 現段階は小学校の制度であるが、今後の中学校にも影響があると思われる。 小学校の現状はいかがか。
熊坂副委員長	なかなか登校できない子が給食を止めていたが、再開する意思を保

	護者からいただいて、それを機に１学期にいつでも来て、いつでも食べられるという安心感から２回も登校することが出来たということがあった。
事務局	引き続き、中学校では給食費の徴収があるため、給食を停止してる生徒の喫食状況の報告がある。その中で、不登校の生徒が、ＳＳＲ等で数食でも喫食できている現状はある。
神委員	実際に難しい問題であると思う。うまく利用して、無駄にしないところで落ち着かせるのは駄目なものなのか。いつ来ても受け入れられる体制は絶対必要であるため、ある程度の準備をしておいて、ある程度の子が来ても対応できるという状況で、学校全体で対応を考えてもらいたい。 学校や給食だけではなく、ＰＴＡや我々も関わらなければならないことだと思う。何かうまく落とし所を見つけるのが一番であるが、結論は出ないと思う。
瀧澤委員長	１００か０かで判断することは難しいと思う。
石田委員	学校に来て給食を食べられる環境を作っておくことが、補助金を渡しているのとほぼ同じと考えられる。来てくれれば、学校で給食を食べられる環境・体制を整えているという説明で、市から補助金を支給しない形でも、説明ができると思う。
宮田委員	我々はこの委員会に出ているから、趣旨とか理解できるが、出てない学校の不登校の子たちから、何故食べていないのに補助金をくれないのかという話が出てくる可能性がある。その点を説明できるように連絡しておいた方がいい。
事務局	これから要綱の制定等、具体的な制度設計を行うが、校長会等々でも周知していく。
瀧澤委員長	小学校における非喫食者への対応については、表現等々の修正もあるが、原案の通りでよろしいか。基本的に原案通り進めていくということでお願いします。
	(2)　<u>令和９年度小中学校給食実施計画（案）について</u> 〔事務局より会議資料に基づき説明〕 〈質疑・意見〉
瀧澤委員長	見たところ、質は維持して、現状を維持したいということか。教員は金額が上がるようである。
事務局	献立について自助努力も限界があろうということでの提案である。
宮田委員	中学校は献立作成数から、毎年開校記念日と体育祭を除いている。

	かつて体育祭を土曜日等に行っていて、そうすると振替休になって、月曜日休みになるから、その分減らすということだと思うが、今中学校は、平日に体育祭を行っている学校がものすごく多い。この３人の学校も平日に行っていて、普通に給食を食べているので、全部の学校かは分からないが、この分の給食日数を減らすとなると、２学期末か１学期末に減らすことになるので、保護者にも説明しづらい。働き方改革と、８月から中学校は地域クラブが始まって、今まで地域クラブは日曜日だけであったが、土日にやるようになっている。そうすると体育祭を当てると地域クラブに行けなくなってしまうので、平日に行う学校は結構あるかと思う。もし急がないのであれば、９月１７日に中学校長が集まる会があるので、そこで検討することも可能である。
瀧澤委員長	実施計画はまだ確定ではないということでよいか。
事務局	その通りである。現場の考えを、今初めて伺ったので、まとめていただいて、事務局に持ってきていただければ対応を検討しますので、情報提供いただきたい。
宮田委員	９月の校長会の議題に載せるのでよろしくお願いします。
石田委員	体育祭の振替休業日というのが、もうほとんどの学校で存在しないので、そうすると学校によっては他の学校は食べているのに２学期の終わりや３学期の終わりに１回何故うちの学校だけ給食がないのかという話が出てくる。
宮田委員	本校は開校記念日が４月２９日の祝日に入っているので、他の学校より２回少なくなる。
瀧澤委員長	検討をお願いします。
事務局	議題については一通り終了とする。
瀧澤委員長	４　その他・連絡事項
事務局	来年２月に第３回を予定している。今のところ２月上旬を予定しているので、決まり次第連絡する。
瀧澤委員長	議事を全て終了したので、議長の任を解かせていただく。ご協力ありがとうございました。
熊坂副委員長	５　閉会あいさつ